

令和4年度旅券作成業務
一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

北海道で発注される「令和4年度旅券作成業務」の入札に参加したく、関係書類を添えて一般競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、申請書、添付書類に虚偽の記載をした場合、これにより入札参加資格の取消をされても異議の申し立てをしません。

	商号又は名称	所在地 (TEL・FAX)		代表者職・氏名
本 社		〒 TEL () FAX ()		
業務を 処理する 事業所		〒 TEL () FAX ()		
設立年月日	年 月 日	資本金	千円	営 業 種 目
役 員				(開始年月)
役職名	氏 名	役職名	氏 名	
(企業内組織・支店等)				
年間売上高	前々年	千円	前 年	千円
国又は地方公共団体と電子計算機によるデータ入力業務を主たる内容とした契約実績 (資格審査を申請する日の直前2年間における契約実績)				
団 体 名	業 務 名	金額 (千円)	期 間	

旅券作成業務を所管する事業所から北海道パスポートセンターまでの利用交通機関及び所要時間

緊急に旅券の発給を要するときの迅速に対応できる体制について

【体制図】

情報セキュリティ管理体制について

◎ I S M S (情報セキュリティーマネジメントシステム) について

認証取得日	年 月 日	有効期間満了日	年 月 日
-------	-------	---------	-------

◎ プライバシーマーク制度について

認証取得日	年 月 日	有効期間満了日	年 月 日
-------	-------	---------	-------

◎ 従業員に対するデータ保護教育を具体的に記入してください

申出事項

入札に参加するに当たり、次のとおり申し出ます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 令和4年2月28日において引き続き2年以上電子計算機によるデータ入力業務を営んでいる者であること。
- (9) 資格審査を申請する日の直前2年間に、国又は地方公共団体と電子計算機によるデータ入力業務を主たる内容とした契約実績があり、かつ、誠実に履行した者であること。
- (10) 緊急に旅券の発給を要するときは、迅速に対応できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (11) 情報セキュリティ管理体制が確立されており、入札日までにISMS適合性評価制度の認証及びプライバシーマーク制度の認定をともに受けている者又は令和4年3月31日までに当該認証若しくは認定を得られる見込みの者であること。

参加資格申請書の記載における注意事項

○告示日 令和4年 月 日

	法 人	個 人
商号又は名称	登記簿上の商号	使用している名称（屋号）
所在地（本社）	登記簿上の本店の所在地	営業の本拠となっている住所
業務を処理する事業所	所在地（本社）と同一の場合は、省略可	同左
代 表 者	登記簿上の代表者の職氏名	戸籍上の氏名
資 本 金	直前決算時の貸借対照表の金額（千円未満切り捨て）	

○設立年月日

営業の開始年月日

設立後、途中で組織変更している場合でも当初の営業開始年月日を記載

○役員、企業内組織・支店等

最新のもの

別紙添付も可

○営業種目

開始年月日の古いものから記載

○年間売上高

前年、前々年（直前決算、及びその前年決算）の売上高（千円未満切り捨て）

○官公庁との取引

資格審査を申請する日の直前2年間

「国」には、独立行政法人、国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。）及び特別法の規定により設立された事業団を含むものとする。

「地方公共団体」には、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方住宅供給公社を含むものとする。

○北海道パスポートセンターまでの利用交通機関及び所要時間

「社用車利用」などと記載

パスポートセンターまでの所要往復時間も併せて記載すること

○緊急に旅券の発給を要するときに迅速に対応できる体制

土日祝日、年末年始及び夜間における緊急の旅券発給に対応するための連絡体制を記入するとともに、旅券作成業務に従事する者の居住市町村及び自宅からパスポートセンターまでの所要時間（概ね1時間以内）を示すこと

別紙も可

○情報セキュリティ管理体制

「情報セキュリティーマネジメントシステム」（ISMS）及びプライバシーマークの認証取得日及び有効期間を記入すること。

なお、従業員に対するデータ保護教育も具体的に記入すること